

**対面授業における感染拡大予防マニュアル**  
(学生用)

関西大学

Ver. 4 (2020年11月17日更新)

## はじめに

関西大学では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、新型コロナウイルス感染症に関する対策本部会議を設置し、感染拡大防止策を検討してきました。また、「新型コロナウイルス感染症に対する事業活動等の基準」を策定し、レベルに応じて各種の対応を判断してきました。

今後は、大学設置基準第 25 条第 1 項が主に教室等における対面授業を想定していることに鑑み、地域の感染状況や、授業の環境、教育効果等を総合考慮し、さらに本年度春学期の授業の実施状況や学生の希望等も踏まえつつ、政府の示す「新しい生活様式」および文部科学省「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」に基づく感染対策を講じた上で対面授業を実施する必要があります。このため、「対面授業における感染拡大予防マニュアル」を作成し、学生のみなさんに周知を行ったうえで、対面授業を実施していくこととします。なお、本マニュアルは新型コロナウイルスの感染拡大状況や政府・自治体の方針、学内状況などふまえて、適宜、改訂を行っていきます。

学生の皆さんは、本マニュアルを参照のうえ、新型コロナウイルス感染拡大予防に十分に留意いただくようお願いします。なお、本マニュアルのほか、各キャンパスや各施設が独自に定めるガイドラインやマニュアル等がある場合には、それも併せて確認してください。

## 1 感染拡大予防のための基本事項

### (1) 換気の徹底

- ・ 各施設では、常時または毎時 2 回以上（30 分に一回以上、数分間程度、窓を全開）で窓を開放して換気を行ってください。天候や利用用途により常時窓を開放することが難しい場合には、可能な範囲での窓の開放や換気装置を用いた換気に努めてください。
- ・ 各施設では、扉の開放に努めてください。扉の開放が利用用途に支障をきたす場合は、毎時 2 回以上（30 分に一回以上、数分間程度、窓を全開）で扉を開放して換気を行ってください。
- ・ 冷暖房を使用する場合にも、上記の換気を徹底してください。

### (2) 人との距離の確保

- ・ 人と人との接触を避け、身体的距離（できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m））を確保してください。
- ・ 会話をする際には、真正面を避け、飛沫がかからないように工夫してください。
- ・ 座席に着席する場合には一席ずつ空けて座るなど可能な限り距離を確保してください。
- ・ エレベータの使用は、移動に困難のある人に限り使用を認めます。やむを得ず利用する場合には、利用者間の距離を 1.5～2 m 確保し、乗っている間は会話禁止とし、密閉、密集、密接の 3 密を避けてください。

### (3) マスクの着用

- ・ マスクは各自で準備してください。マスクは汚損や紛失する可能性がありますので、予備も準備してください。
- ・ 通学時、キャンパス内および授業中は、必ずマスクを着用してください。
- ・ 熱中症予防の観点から、屋外で人と十分な距離（2 m 以上）を確保できる場合にはマスクを外しても構いません（[「新しい生活様式における熱中症予防行動のポイント」](#) 環境省、厚生労働省、令和2年6月発出より）。ただし、関大前通りなど人通りが多い場所では、着用してください。

### (4) 手洗い、消毒の徹底

- ・ 正門およびすべての建物の入口にアルコール消毒液を設置しますので、必ず手指を消毒してから入館してください。
- ・ 通学時、休み時間、昼食の前など、石けんと流水による手洗いを励行してください。
- ・ 複数の人の手が触れる箇所は、施設管理業者などが最低1日1回の拭き掃除を実施しますが、完全消毒はできませんので手洗いを励行してください。

### (5) 検温、健康管理

- ・ 通学前に自宅で必ず体温を確認し、健康状態をチェックしてください。
- ・ 体調不良の場合は、キャンパスへの入構を禁止します。
- ・ 詳細は、本マニュアル「3 感染の疑いがある場合の対応について」を参照し対応してください。

### (6) アプリのインストール

- ・ 厚生労働省が現在勧めている新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」は、感染者との濃厚接触状況を把握するものです。他者への感染予防に有効ですので、接触確認アプリ COCOA への登録・活用をお願いします（[厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ](#)）。
- ・ COCOA のアプリを登録された方（事情により登録できない人も含む）は、登録状況を把握するために次のアンケートに回答をお願いします（[アンケート回答フォーム](#)）。
- ・ COCOA による「陽性者との接触確認」の通知があった場合には、通知内容に従ってください。
- ・ COCOA による「陽性者との接触確認」の通知があった場合、原則として、体温確認および健康チェックで異常がなければ、授業に出席しても構いませんが、保健所等、最寄の相談窓口に連絡し、自宅待機等の指示を受けた場合には、その指示に従ってください。

## 2 対面授業の運営について

### (1) 対面授業実施にあたっての留意事項

- ・ 通学の際には、会話を控える、混雑が予想される時間帯を避けるなど、感染拡大予防に留意してください。
- ・ 対面授業では、休み時間帯の3密を回避するため、若干の授業開始時間の繰り下げや授業終了時間の繰り上げを行うことがあります。
- ・ 次のとおり、学内で遠隔授業を受ける場合やデバイス等が充電できる自習スペースを設置します。キャンパスによっては、自習スペースが曜日・時限ごとに異なりますので留意してください。

キャンパス	学舎・建物	自習スペース
千里山キャンパス	第1学舎（1号館）	千里ホールA・B
	第2学舎（4号館）	BIGホール100
	第3学舎（4号館）	ソシオAV大ホール
	第4学舎（3号館）	3401～3403教室
高槻キャンパス	E棟	コミュニティ・ルーム スタディ・ルーム
高槻ミューズキャンパス	西館	自習室、各階オープンスペース
堺キャンパス	A棟・B棟	日によって変わるため、キャンパス内にて掲示します

- ・ 授業開始時点で入国できない留学生や、基礎疾患を有しているなどの学生には、個々の事情に可能な限り配慮します。
- ・ 学外で実習、フィールドワーク等に参加する場合には、利用施設等が定める感染防止マニュアルに従ってください。なお、感染拡大のリスクを低減する観点から、規模や内容の変更が生じる場合がありますので、授業担任者の指示に従ってください。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下①～③の場合による授業欠席は、当面の間、「欠席届（新型コロナウイルス感染症関連）」の対象とします。なお、長期（2週間以上）の欠席が予めわかっている場合は、各学舎授業支援ステーションまたは各キャンパス窓口にご相談してください。
  - ① 学生本人が新型コロナウイルスに感染した場合
  - ② 保健所により濃厚接触者と判定され、自宅待機を指示された場合
  - ③ 学生本人に発熱や呼吸器症状、倦怠感などの症状がある場合
- ・ 上記①～③による欠席届の発行手続きには、保健管理センター発行の「出席停止届」が必要となります。「出席停止届」は、保健管理センターHPから様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、保健管理センターに提出してください。

- ・ 「欠席届（新型コロナウイルス感染症関連）」の様式は、申請窓口にて配付またはインフォメーションシステム左メニュー「欠席届」からダウンロードできますので、必要事項を記入し、保健管理センターで受理された「出席停止届」とあわせて申請窓口へ提出してください。

【申請窓口】

千里山キャンパス	各学舎授業支援ステーション
高槻キャンパス	総合情報学部オフィス
高槻ミューズキャンパス	ミューズオフィス
堺キャンパス	堺キャンパス事務室

## (2) 教室の利用

- ・ 対面授業を実施するにあたり、教室は原則として「試験定員（一定の間隔を空けて着席できる人数）以下」の基準で配当します（文部科学省「[学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～](#)」を参考に柔軟に対応します）。
- ・ 授業中の着席の際、可能な限り距離を確保し、対面とならないようにしてください。なお、授業担任者から座席指定などの指示がある場合は、その指示に従ってください。
- ・ 授業前後および授業中も適宜、教室の換気を行いますので、窓の開放などに協力をお願いします。
- ・ 実習・実技や発話等が必要な授業、近距離で接触する場面が多い活動、向かい合っでの発話は、他の学生との十分な距離を空け、可能な限り感染のリスクを低減して行ってください。
- ・ PC 設置教室には、代替教室がないため飛沫感染防止の観点からパーティションを設置しています。
- ・ PC 設置教室には、除菌シートを配置していますので、間接的な接触感染防止のため、着席時に各自机やキーボードなどを拭いてください。なお、使用済みの除菌シートは、使用者が必ず廊下に設置してあるゴミ箱に捨ててください。
- ・ PC 設置教室の利用にあたっては、入退室時の手洗い、マスク着用を徹底してください。また、マウスやヘッドセットなど各自が持参したものでも接続は可能です。

## (3) 体育館、グラウンド等の利用

- ・ 体育館、グラウンド等で体育の実技等を行う場合は、可能な限り感染拡大のリスクを低減しながら、なるべく少人数で、十分な距離を空けて授業を実施します。
- ・ 体育館など屋内で体育の実技等を行う場合は、すべての扉、窓を開放し換気を行いますので窓の開放などに協力をお願いします。
- ・ 使用する用具等は、学生間で不必要に使いまわしをしないでください。

- 更衣については、更衣室に入室する人数やロッカー等の使用を制限します。各施設の利用にあたっては、独自に定めるマニュアル等の指示に従ってください。
- その他、「[社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン](#)」および[スポーツ庁、スポーツ関係団体のガイドライン](#)を参考に必要な取り組みを行います。

### 3 感染の疑いがある場合などの対応について

#### (1) 発熱などの症状がある場合（文末フロー参照）

- ・ 発熱や風邪症状（呼吸器症状、倦怠感等）等がある場合には、[保健管理センターHP](#) から「[健康観察用紙](#)」をダウンロードして体調を記録してください。
- ・ 「[健康観察用紙](#)」を記録し、①および②の両方を満たすまで、自宅で療養してください。病院を受診した場合は「病名」と「いつから登校して良いか」の2点を確認してください。登校開始日は医師の指示を優先し、医師の指示に従って登校してください。医師から登校日の指示がなかった場合は、下記①と②両方を満たすまで出席停止とします。
  - ① 発症後に少なくとも8日間が経過するまで
  - ② 解熱剤等を服用していない状態で、すべての症状が消失して少なくとも3日が経過するまで
- ・ 授業中に体調不良等や感染の疑いがあると感じた場合には、速やかに授業担任者に申し出てください。
- ・ キャンパス内で発熱や咳がある場合や体調不良と感じた場合には、マスクを着用のうえ、日常の通学手段を使って速やかに帰宅してください。ただし、ふらつきや強いだるさなどがあり、ひとりで帰宅が難しいと感じるときには、保健管理センターにその旨を申し出たうえで、可能ならば保護者に迎えを依頼するか、タクシー（自己負担）で帰宅してください。
- ・ 帰宅後は、不要不急の外出は避け自宅で療養してください（体温と症状を記録しておく）。また、保護者に体調のことを報告してください。
- ・ 発熱が続く場合は、体温や症状、解熱剤や咳止め薬の服用の有無等を記録し、かかりつけ医、または体調不良の際に受診する医療機関に電話で相談してください。
- ・ 次の症状がある場合は、「[新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）](#)」にすぐに相談してください（[厚生労働省 帰国者・接触者相談センター](#)）。
  - ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかある場合
  - ② 重症化しやすい人\*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合  
\*高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある人  
透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人
  - ③ 妊婦の人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ※念のため、早めに相談してください
  - ④ 上記①～③以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合（強い症状や解熱剤を飲み続けている人はすぐに相談）

- ・ 「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」に相談の結果、新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合には、専門医療機関で「帰国者・接触者外来」の紹介が受けられます。同センターの指示に従い、公共交通機関の利用を避け、マスクを着用のうえ受診してください。

## (2) 感染が判明した場合、または感染者の濃厚接触者に特定された場合(文末フロー参照)

- ・ 大学が感染状況を把握するため、新型コロナウイルスと診断された場合には、本人（または保護者）から保健管理センター事務室（TEL 06-6368-1175、メールアドレス [hokekan@ml.kandai.jp](mailto:hokekan@ml.kandai.jp)）に速やかに連絡してください。なお、連絡報告による情報は、第三者への開示をしません。
- ・ また、濃厚接触者と判定された場合には、以下の項目について、本人（または保護者）から保健管理センター [連絡フォーム](#) またはメール（[hokekan@ml.kandai.jp](mailto:hokekan@ml.kandai.jp)）にて速やかに連絡してください。
  - ① 学籍番号・氏名
  - ② 濃厚接触者であると保健所から連絡があった日
  - ③ 連絡があった保健所名
  - ④ PCR 検査日
  - ⑤ 自覚症状
  - ⑥ 連絡先・電話番号
  - ⑦ 最後に大学に登校した日
- ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認された学生は、入院または自宅等による療養となります。新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法施行規則第 18 条第 2 項の定める第一種感染症とみなされ、学校保健安全法第 19 条により出席停止となります。
- ・ 感染者の濃厚接触者と判定された学生も出席停止となり登校できません。出席停止期間は、（PCR 検査が陰性の場合も含め）保健所等から指示された自宅待機期間が終了するまでです（目安：2 週間）。
- ・ 授業中において感染者が発生し、濃厚接触が確認される場合には、濃厚接触者を特定のうえ適切に連絡を行います。そのためにも、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」への登録をお願いします。
- ・ 学生又は教職員の感染が判明した場合の臨時休業等の措置は、公的機関と当該感染者の症状の有無、学内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業の必要性について、公的機関と十分相談のうえ判断します。措置内容は、ホームページ等で速やかにお知らせします。



### **(3) キャンパス内の消毒**

- ・ 学生や教職員の感染が判明した場合には、保健所等と連携し、当該感染者が活動した室内や器具・物品等の消毒を行います。

## **4 本件に関する問い合わせ**

- ・ 本件に関する照会や質問は、新型コロナウイルス感染症に関する対策本部事務局 ([fall2020@ml.kandai.jp](mailto:fall2020@ml.kandai.jp)) にお問い合わせください。

以 上

(2020年8月6日 初版)

(2020年9月17日 更新)

(2020年10月27日 更新)

(2020年11月17日 更新)

# ①「感染者」となった場合

感染者となった通知を受ける

**治癒するまで授業への出席停止。**

この間の欠席等の手続きは[こちら](#)を確認してください。

保健管理センターへ感染判明の連絡

新型コロナウイルス感染症と診断された場合（自宅待機など具体的な指示があった場合も含む）は、速やかに保健管理センターまたは各キャンパスの保健室、保健センターに連絡してください。

保健管理センター（千里山キャンパス）	06-6368-1175
高槻キャンパス保健室	072-690-2170
ミューズキャンパス保健センター	072-684-4120
堺キャンパス保健室	072-229-5090

治癒するまで授業への出席停止

- 必ず保健所からの指示に従い療養を行ってください。

治癒し、授業への出席可能となる

- 保健所から出席可能となる日を確認してください。
- 授業担任者への個別連絡は不要です。

治癒後、「出席停止届」を記入し、保健管理センターへ提出

- 保健管理センターWebサイトから、「[出席停止届](#)」をダウンロードのうえ書類を作成してください。
- メール：[hokekan@ml.kandai.jp](mailto:hokekan@ml.kandai.jp)宛に提出してください。

保健管理センターで受理された「出席停止届」を証憑書類として、欠席届の発行手続きを行う

- 保健管理センターで受理された「出席停止届」を授業支援ステーションまたはキャンパス事務室へ提出し、欠席届の発行手続きを行う

各授業の担任者に欠席届を提出

- 各授業担任者に欠席届を提出し、欠席した分の授業内容の取り扱いを確認する

## ② 「体調不良」となった場合

### 体調不良

- ①呼吸困難、②倦怠感、③高熱等の強い症状がある  
 ○比較的軽い風邪の症状がある場合、  
 ・重篤化しやすい方\*1、妊婦の方 → 早めに  
 ・上記以外の方\*2 → 4日以上続く場合必ず

不要不急の外出を避け、自宅で健康観察を実施する。  
 保健管理センターHPから「[健康観察用紙](#)」をダウンロードして体調の記録をとる。  
 この間の欠席等の手続きは[こちら](#)を確認してください。

- \*1 高齢者、糖尿病、心不全等基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方  
 \*2 強い症状と思う場合や解熱剤を飲み続けている方はすぐに

新型コロナ受診相談センターに相談

吹田市保健所 06-7178-1370 高槻市保健所 072-661-9335  
 堺市保健所 072-228-0239 大阪市保健所 06-6647-0641

### 感染の疑い

なし

相談センターの指示に従い行動

あり

医療機関の紹介 → 受診の指示に従い診察

受診の仕方は、指示に従って診察を受けてください

### 感染の疑い

なし

医療機関の指示に従い行動

あり

PCR検査等

陽性反応の場合には必ず保健管理センターへ連絡

### 感染の有無

陰性

医療機関の指示に従い行動

陽性

保健所から医療機関へ連絡

保健所から本人に通知

### 【出席停止期間】

次の①と②の両方を満たすことを条件とする。

- ① 発症後に少なくとも8日が経過するまで。
- ② 解熱剤等を服用していない状態で、すべての消失して少なくとも3日が経過するまで。

### 保健管理センターへ感染判明の連絡

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに保健管理センターまたは各キャンパスの保健室、保健センターに連絡してください。

保健管理センター（千里山キャンパス）	06-6368-1175
高槻キャンパス保健室	072-690-2170
ミューズキャンパス保健センター	072-684-4120
堺キャンパス保健室	072-229-5090

出席停止期間が終了後、保健管理センターまたは各キャンパス保健室、保健センターに「[出席停止届](#)」の提出

### ③「濃厚接触者」となった場合

#### 濃厚接触者の連絡を受ける

最後の接触から2週間が経過するまで自宅待機する。  
(授業への出席は停止)  
保健管理センターHPから「[健康観察用紙](#)」をダウンロードして体調の記録をとる。  
この間の欠席等の手続きは[こちら](#)を確認してください。

保健所等から指示された期間は自宅待機  
(目安：2週間)

#### 保健管理センターへ連絡

次の項目を記入の上、速やかにメールで保健管理センターに連絡してください(件名:「濃厚接触者報告」)。

(1)学籍番号・氏名	(2)濃厚接触者であると保健所から連絡があった日
(3)連絡があった保健所名	(4)接触履歴(誰と接触して判定を受けたのか)
(5)PCR検査日	(6)自覚症状
(7)連絡先・電話番号	(8)最後に大学に登校した日

保健管理センター連絡先: [お問合せフォーム](#) もしくは、[hokekan@ml.kandai.jp](mailto:hokekan@ml.kandai.jp) にて連絡

保健所等の指示に従いPCR検査等

陽性反応の場合には必ず保健管理センターへ連絡

感染の有無

陰性

医療機関や保健所等の指示に従い行動

陽性

保健所から医療機関へ連絡

保健所から本人に通知

#### 【復帰の目安】

- ・保健所等からの指示された期間が終了するまで
- ・上記期間は出席停止

#### 保健管理センターへ感染判明の連絡

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに保健管理センターまたは各キャンパスの保健室、保健センターに連絡してください。

保健管理センター(千里山キャンパス)	06-6368-1175
高槻キャンパス保健室	072-690-2170
ミューズキャンパス保健センター	072-684-4120
堺キャンパス保健室	072-229-5090

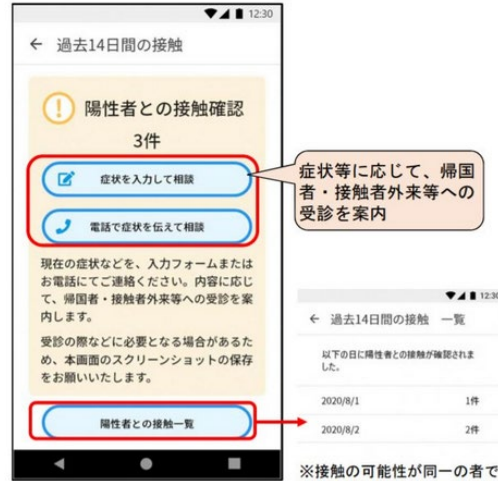
出席停止期間が終了後、保健管理センターまたは各キャンパス保健室、保健センターに「[出席停止届](#)」の提出

# ④ 「COCOA」で陽性者との接触通知を受け取った場合

## COCOA接触者通知を受ける

原則として、体温確認および健康チェックで異常がなければ、授業に出席しても構いませんが、保健所等、最寄りの相談窓口に連絡し、自宅待機等の指示を受けた場合には、その指示に従ってください。

「陽性者との接触確認」画面のスクリーンショットを保存（受診の際に必要な場合がある）



COCOAのナビゲーションに従って情報の入力

- 発熱や風邪症状等があるか？
- 2週間以内に家族や友人等で感染者や発熱や風邪症状等が出現した人がいるか？ 等

最寄りの相談窓口（保健所等）が確認できた場合は連絡し、指示に従う

吹田市保健所 06-7178-1370 高槻市保健所 072-661-9335  
堺市保健所 072-228-0239 大阪市保健所 06-6647-0641

保健所等の指示に従いPCR検査等

陽性反応の場合には必ず保健管理センターへ連絡

感染の有無

陰性

医療機関や保健所等の指示に従い行動

陽性

自宅待機など具体的な指示がある場合

保健所から医療機関へ連絡

保健所から本人に通知

保健管理センターへ感染判明の連絡

新型コロナウイルス感染症と診断された場合（自宅待機など具体的な指示があった場合も含む）は、速やかに保健管理センターまたは各キャンパスの保健室、保健センターに連絡してください。

保健管理センター（千里山キャンパス）	06-6368-1175
高槻キャンパス保健室	072-690-2170
ミューズキャンパス保健センター	072-684-4120
堺キャンパス保健室	072-229-5090

出席停止期間が終了後、保健管理センターまたは各キャンパス保健室、保健センターに「[出席停止届](#)」の提出

## 新型コロナウイルス感染症関連 出席停止に関する対応まとめ

出席停止の要件	新型コロナウイルス感染症と診断された	保健所等から濃厚接触者であると連絡があった	発熱や風邪症状がある
出席停止期間	治癒するまで（医師又は保健所の指示により、入院やホテル・自宅待機が終了するまで）	（PCR検査が陰性の場合も含め）保健所等から指示された自宅待機期間が終了するまで（目安：2週間）	次の①および②の両方を満たすことを条件とします。 ①発症後に少なくとも8日が経過するまで。 ②解熱剤等を服用していない状態で、全ての症状が消失して少なくとも3日が経過するまで。 病院受診は必須ではありませんが、受診した場合は「病名」と「いつから登校して良いか」を確認してください。登校開始日は医師の指示優先です。医師の指示に従って登校してください。医師から登校日の指示をもらえなかった場合は、上記①②の出席停止期間を守ってください。
出席停止期間中の健康観察について	保健所の指示に従い療養を行ってください。	保健所の指示に従い自宅待機を行ってください。	保健管理センターのHPから「健康観察用紙」をダウンロードして体調の記録を取ってください。
健康観察中の注意点	保健所の指示に従ってください。	保健所の指示に従ってください ※PCR検査の結果が分かり次第、保健管理センターまで連絡ください。	※厚生労働省の受診の目安に準じて新型コロナ受診相談センターに相談してください。 ※PCR検査を行い「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、必ず保健管理センターに電話連絡してください。
登校時に必要な届出用紙	新型コロナウイルス感染症または濃厚接触者判定による出席停止届		発熱や風邪症状による出席停止届
上記届出用紙の提出先・提出方法	出席停止期間が終了後、保健管理センターまたは各キャンパス保健室、保健センターにメールで提出		

※上記は2020年9月21日時点の取り扱いです。今後、所管官庁等が新たな指針等を示した場合には、その内容を踏まえて変更する場合があります。